本経濟新聞　2015年（平成27年）12月7日（月曜日）
©日本経済新

中小の新規設備 税半減

固定資産税 購入後3年間

更新投資 後押し

自民党税制調査会は2016年度からの3年間、中小企業が新たに購入する機械などにかける固定資産税（3面きょうのことば）を50％軽減する方針だ。160万円以上の機械や装置が減税の対象で、年間の購入総額で見ると1兆円を超える設備に適用する。黒字の大企業が主な対象となる法人実効税率引き下げと両輪で、国内の設備投資を後押しする。

政府・与党は2つの税制改正を設備投資活性化のエンジンにする

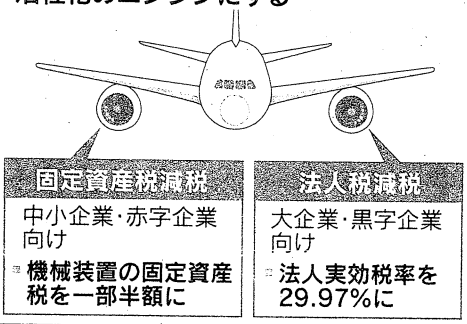

経済産業省と総務省の案を自民党税調が受け入れ、10日にまとめる予定の与党税制改正大綱に盛り込む。中小企業庁が検討中の中小企業の生産性向上促進に向けた新法で制度化する。

国内の中小企業約250万社の設備投資額は160万円以上の機械が9割を占める。今回、減税の対象となる機械だけでも14年度で1兆460億円に達する。減税の適用を受ける中小企業数は3年間で数十万社単位に上り減税の規模は年間100億円程度となる見通し。

政府・与党が固定資産税の軽減に踏み切るのは中小企業全体の7割近くを占める赤字中小企業の負担を軽くする狙いがある。黒字企業が対象となる法人税引き下げの恩恵を得られないためだ。

甘利明経済財政・再生相は6日、都内で記者団に「（新規に投入した設備について）固定資産税の減免措置をかけると、赤字法人でも設備投資のメリットが出てくる」と強調した。既に来年度に20％台に引き下げることが固まった法人実効税率に加え、地方の中小企業にも効果が及ぶ税制上の措置が必要と判断した。

英国やフランスなどの欧州諸国、中国や韓国は企業が持つ機械に固定資産税をかけていない。償却対象の資産に税をかけない国際的な流れに合わせる側面もある。

減税の対象になるのは資本金1億円以下の中小企業が新たに工場などに導入する160万円以上の製造機械や加工機械、発電機といった機械・装置。通常は評価額に応じて年1・4％かかる固定資産税を50％割り引く。

減税の適用には、購入により時間あたりの生産量やエネルギー効率などのいずれかが1％以上高まることも条件となる。古くなった設備を最新の機械に入れ替える場合などが想定される。

例えば、16年に機械を買った企業は、17年度から19年度までの3年間減税を受けられる。償却により資産価値が目減りした4年目以降は通常の課税に戻る。

ただ、機械装置に対する固定資産税の規模は全体で5500億円に達する。これを一度に廃止すれば固定資産税を収入源とする地方自治体の財政への影響が大きくなる。そのため、減税対象を新たな機械装置に限定し3年間の時限措置とする。